

長野県ふるさとの森林づくり条例事務取扱要領

平成 16 年（2004 年）12 月 24 日付 16 林政第 264 号林務部長通知
一部改正 平成 18 年（2006 年）3 月 7 日付 17 林政第 275 号林務部長通知
一部改正 平成 18 年（2006 年）4 月 10 日付 18 地環第 9 号生活環境部長林務部長通知
一部改正 平成 29 年（2017 年）3 月 28 日付 28 森政第 447 号林務部長通知
一部改正 平成 30 年（2018 年）6 月 20 日付 30 森政第 152 号林務部長通知
一部改正 令和 3 年（2021 年）3 月 26 日付 2 森政第 515 号林務部長通知

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 この要領は、長野県ふるさとの森林づくり条例（平成 16 年長野県条例第 40 号。以下「条例」という。）及び長野県ふるさとの森林づくり条例施行規則（平成 16 年長野県規則第 47 号。以下「規則」という。）に定められたもののほか必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 森林整備保全重点地域の指定等

（事前の調査）

第 2 地域振興局長（以下「局長」という。）は、市町村長が条例第 19 条第 1 項の規定による申出又は同条第 2 項の規定による指定の要請を行おうとするときは、市町村長に対して、あらかじめ、次に掲げる事項について調査を行い、把握するよう助言するものとする。

（1）概況

地形図、地質図、植生図、森林計画図、属地森林簿、測候記録等により、森林の現況、地形（航空写真）、地質、土地の利用及び規制の状況（保安林、河川、自然公園、砂防指定地及び森林所有者）、過去の降水量等を把握するものとする。また、森林所有者については、施業番号ごとに所有者一覧表（参考様式第 1 号）を作成するものとし、過去の降水量については、過去 10 年間の降水量調書（参考様式第 2 号）を作成するものとする。

（2）過去における自然災害の発生状況

災害履歴がある場合には、過去の災害報告書等により、災害の発生年月日、発生箇所、災害の種類、被害の内容、被害総額等を把握するものとする。

（3）水道水源の概要

申出又は要請をする区域に係る水道水源を有する場合には、水道及び水源の名称、水道の設置者、水源の種別、取水量、取水施設の位置、給水区域、給水人口、給水

量、取水開始年月日、条例等による保全対策の有無等を把握するものとする。

(4) 上下流協定等の概要

森林整備に関し下流域の自治体等が関係する協定の締結や基金の設立等がなされている場合には、その概要を把握するものとする。

(指定の要件)

第3 条例第 19 条に規定する森林整備保全重点地域の指定は、指定に向けて地域内の森林所有者や地域住民等のおおむねの合意が得られているか又は得られる見込みがあり、当該地域が森林の機能を高度に発揮させるために必要な、面積的にまとまりのある流域である場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 山地災害防止機能が高い地域であり、過去の災害履歴等に照らして、当該流域における森林の災害防止機能を発揮させる上で特に重要な地域であると認められること。
- (2) 水源かん養機能が高い地域であり、水道法による上水道の水源地域であること等により、当該流域における森林の水源かん養機能を発揮させる上で特に重要な地域であると認められること。
- (3) その他、地形、地質の特殊性等から当該流域における森林の災害防止機能または水源かん養機能を発揮させる上で特に重要な地域であると認められること。

(指定区域の設定)

第4 局長は、市町村長が条例第 19 条第 1 項の規定による申出又は同条第 2 項の規定による指定の要請を行おうとするときは、市町村長に対して、第 3 の規定による指定の要件を目安に区域を設定するよう助言するものとする。

2 区域の設定の範囲は、尾根地形で囲まれる範囲の流域を基本とすることとし、森林の多面的機能の影響を受ける範囲等の自然的条件、当該地域の森林に対する地域の人々の歴史的な関わり方や今後の要請等の社会的条件を勘案し、設定するものとする。なお、条例による森林整備保全重点地域の規定は、森林法の地域森林計画対象民有林のみに適用するものとし、流域内に国有林等の地域森林計画対象民有林以外の土地が含まれる場合は、これらを除いて設定するものとする。

(事前の調整)

第5 局長は、市町村長が条例第 19 条第 1 項の規定による申出又は同条第 2 項の規定による指定の要請を行おうとするときは、市町村長に対して、あらかじめ、次に掲げる事項について調整を行うよう助言するものとする。

(1) 指定の申出の場合

申出に係る区域の森林所有者、地域住民その他の当該区域の森林づくりに関係する

有する者に対して、説明会、文書等により十分な説明を行い、合意を得るよう努めるものとする。ただし、全員の合意は申出の要件とはしないものとする。また、当該区域内に他法令等による土地の利用規制があるときや国有林と隣接するときは、事前に関係機関の長と調整を行うものとする。

(2) 指定の要請の場合

事前に、要請に係る区域の関係市町村長、森林所有者、地域住民その他の当該区域の森林づくりに関係者を有する者と調整を行うものとする。また、当該区域内に他法令等による土地の利用規制があるときや国有林と隣接するときは、事前に関係機関の長と調整を行うものとする。

2 局長は、指定を要請された地域を管轄する市町村長に対して、意見書の提出前に、要請された区域に係る森林所有者、地域住民その他の当該区域の森林づくりに関係者を有する者の意見を聴くよう助言するものとする。

3 局長は、市町村長に対して、第5第1項の各号の規定に基づく森林所有者、地域住民その他当該区域の森林づくりに関係者を有する者への説明等の経過を、経過書（参考様式第3号）にとりまとめるよう助言するものとする。

（指定申出書または指定要請書に添付する書類）

第6 規則第2条による指定申出書又は規則第3条による指定要請書に添付する書類で、「その他知事が必要と認める書類」は、次のとおりとする。

- (1) 水源、治水・利水ダム、給水区域等位置図（地形図を利用する）
- (2) 地質図（申出区域の位置を明記する）
- (3) 現存植生図（申出区域の位置を明記する）
- (4) 土地利用状況の概況図（地形図に、保安林等の位置を明記する）
- (5) 区域の属地森林簿の写し
- (6) 森林所有者一覧表（施業番号ごとの所有者一覧表）
- (7) 降水量調書
- (8) 航空写真（縮尺入り）

（指定の申出または要請）

第7 局長は、市町村長から規則第2条の規定による森林整備保全重点地域指定申出書又は規則第3条の規定による森林整備保全重点地域指定要請書の提出があったときは、速やかに林務部長に提出するものとする。

（関係市町村長の同意）

第8 林務部長は、条例第19条第2項の規定により関係市町村長の同意を得ようとするときは、当該地域を所管する局長を経由して関係市町村長に対して文書（様式第4号）により意見書（様式第5号）の提出を求めるものとする。

(指定の審査)

第9 第3の規定による森林整備保全重点地域の指定の要件については、付録第1に掲げる基準により審査するものとする。

(指定の通知等)

第10 林務部長は、森林整備保全重点地域を指定したときは、当該地域を所管する局長を経由し、関係市町村長に対して文書(様式第6号)により通知するとともに、森林整備保全重点地域台帳(様式第7号)を更新し、各局長に通知するものとする。

(地域森林委員会の組織化)

第11 局長は、条例第20条第1項の規定による地域森林委員会の組織化に向けては、関係市町村と連携し、当該地域の住民、森林所有者の他、森林組合その他の林業関係団体、森林資源の恩恵を受ける受益者で構成する市民団体等、多様な主体が参加するものとなるよう助言するものとする。

2 局長は、住民、森林所有者その他の当該森林整備保全重点地域の森林づくりに関係する者に対して、地域森林委員会を組織したときは、地域委員会規約を定めるよう助言するものとする。

3 地域森林委員会規約には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 名称
- (2) 目的
- (3) 委員
- (4) 事業
- (5) 委員長
- (6) 副委員長
- (7) 監事
- (8) 委員会
- (9) 事務局
- (10) 会計
- (11) その他地域森林委員会が必要と認める事項

4 局長は、地域森林委員会が組織されたときは、地域森林委員会の委員長に対して、地域森林委員会設置報告書(様式第8号)の提出を求めるものとする。

5 局長は、前項の規定による報告書を受理したときは、市町村長に対して、文書(様式第9号)により意見書(様式第10号)の提出を求めるものとする。

6 局長は、前項の規定により地域森林委員会の設置について適当である旨の意見書を受理したときは、地域森林委員会設置確認報告書(様式第11号)を、林務部長に提出するものとする。

7 局長は、助言者として、担当職員を地域森林委員会に参加させるものとする。

(森林整備保全計画の策定における市町村及び地域森林委員会の参加及び協力)

第 12 局長は、条例第 21 条第 1 項の規定による森林整備保全計画を定めるときは、関係する市町村及び地域森林委員会の参加及び協力を得るため、必要な現地調査や会議等の機会を積極的に設け、その意見を反映したものとなるよう努めるものとする。

(森林整備保全計画に定める事項)

第 13 条例第 21 条第 2 項第 1 号に規定する「森林の機能区分及び機能区分に応じた目標林型」は、森林の現況、森林の取扱いによる区分、目標とする林型による森林の区分及び整備の目標、その他必要な事項を定めるものとする。

2 前項に規定する森林の取扱いによる区分、目標とする林型による森林の区分及び整備の目標は、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 森林の取扱いによる区分

自然推移区域と森林整備区域に区分する。

(2) 目標とする林型による森林区分及び整備の目標

森林の現況をもとに将来の目指す森林の姿を想定するとともに、その姿ごとに、そこに至るまでの整備の目標を示す。

3 条例第 21 条第 2 項第 2 号に規定する「目標林型に応じた森林整備方針」は、森林の現況等をもとに森林整備の現状と課題、森林整備の基本方針を定めるものとする。

4 条例第 21 条第 2 項第 3 号に規定する「伐採、造林、間伐等に関する事項」は、伐採、造林、間伐に関する必要な事項、間伐及び必要となる保育等の施業をすべき地域の所在と施業方法を定めるものとする。

5 条例第 21 条第 2 項第 4 号に規定する「森林の整備及び保全を推進するための方策」は、地域森林委員会の役割、間伐等の施業実施主体の役割分担、公的な関与による区域、実行管理方法について定めるものとする。

6 前項に規定する地域森林委員会の役割、間伐等の施業実施主体の役割分担、公的な関与による区域、実行管理方法は、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 地域森林委員会の役割

委員会の役割、構成員、開催・検討状況等について記載する。

(2) 間伐等の施業実施主体の役割分担

事業の実施主体を県、市町村、森林所有者等に分担するとともに、施業にあたって適用することが可能な事業、制度等を記載する。

(3) 公的な関与による区域

保安林及び新たに保安林の指定を必要とする区域等について記載する。

(4) 実行管理方法

計画を実行していくための進捗管理の方法を記載する。

(森林整備保全計画の公表)

第 14 局長は、条例第 21 条第 1 項の規定による森林整備保全計画を定めたときは、林務部長に対して、森林整備保全計画策定報告書(様式第 12 号)を提出するとともに、森林整備保全計画を公表するものとする。

第 3 章 森林管理権移転等あっせん制度

(森林管理権移転等あっせん制度の対象森林)

第 15 条例第 23 条の規定による森林管理権移転等あっせん制度の対象とする森林は、原則として個人が単独又は共同で所有する森林で、1 箇所 0.1 ヘクタール以上の森林とする。

(あっせんの種類)

第 16 条例第 23 条の規定による森林管理権移転等のあっせんは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 森林所有権移転あっせん

所有権の移転を希望する場合は、立木及び土地所有権のあっせんを行う。

(2) 使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転等あっせん

長期的な森林経営の委託を希望する場合は、立木所有権の移転(地上権を含む)、土地賃借権の設定のあっせんを行う。

(3) 森林経営受委託あっせん

5 年間程度の森林経営の委託を希望する場合は、森林施業計画の認定を前提として、経営の受委託のあっせんを行う。

(森林所有者からの申出による現地調査等)

第 17 局長は、規則第 5 条の規定により、森林所有者から森林管理権移転等あっせん申出書の提出があった場合は、次により調査を行うものとする。

(1) 現地調査

森林管理権移転等あっせん申出書を提出した森林所有者(以下「申出者」という。)の立ち会いのもとで森林の現状等の調査を行うこととし、写真撮影することとする。

(2) 書類調査

申出書の記載内容が適切かどうか確認をするとともに、関係法令等における規制等について確認をすることとする。

2 調査職員は、前項に規定する調査を実施したときは、森林管理権移転等あっせん対象森林調査調書(様式第 13 号)を作成するものとする。

3 局長は、森林管理権移転等あっせん対象森林調査報告書(様式第 14 号)により

前項の結果を速やかに林務部長、市町村長及び地域森林委員会に報告するものとする。

(管理権等のあっせん先候補者の決定)

第 18 局長は、第 17 第 1 項の調査に基づき、あっせんを行うことが適当と認められる場合には、条例第 23 条第 2 項の規定により認定された当該森林の所在する地域を活動区域としている森林づくりに関し意欲及び能力のある者（以下、「森林管理引受認定者」という。）を選定し、市町村長及び地域森林委員会に対し、あっせん情報の提供に関し、必要な調整を図るものとする。

2 局長は、森林管理引受認定者並びに森林管理権等の引受が可能と考えられる当該森林の所在地の区域を所管する地方公共団体、森林整備法人及び森林組合に対して、森林管理権移転等受入れ意向確認書（様式第 15 号）により受入れの意向を確認するものとする。

3 局長は、前項の確認の結果、受入れの希望がある者を森林管理権移転等あっせん先候補者（以下、「あっせん先候補者」という。）として決定するものとする。

4 局長は、あっせん先候補者が決定したときは、あっせん先候補者名簿（様式第 16 号）を作成するものとする。

(あっせんの実施)

第 19 局長は、第 18 第 3 項の規定によりあっせん先候補者が決定したときは、申出者及びあっせん先候補者に対し、森林管理権移転等あっせん実施通知書（様式第 17 号）により通知するものとする。

2 局長は、前項の規定によりあっせんの実施を通知した場合は、森林管理権移転等あっせん実施報告書（様式第 18 号）により速やかに林務部長、市町村長及び地域森林委員会に報告するものとする。

(森林管理権移転等の契約成立報告)

第 20 局長は、あっせん先候補者のうち申出者との間で森林管理権移転等の契約が成立した者に対して、契約が成立した旨を、森林管理権移転等契約成立報告書（様式第 19 号）により速やかに局長に報告するよう助言するものとする。

2 局長は、前項の報告を受けた場合は、森林管理権移転あっせん終了報告書（様式第 20 号）により速やかに林務部長、市町村長及び地域森林委員会に報告するものとする。

(あっせんの中止)

第 21 局長は、以下のいずれかの事由に該当する場合は、あっせんの実施を中止し、申出者に対して、森林管理権移転等あっせん中止通知書（様式第 21 号）により通知

するものとする。

- (1) 市町村及び地域森林委員会の調整が図られない場合
 - (2) 当該森林に抵当権が設定されている場合
 - (3) 当該森林に地上権その他の権利が設定されている場合であって、権利関係者の同意が得られていない場合
 - (4) 当該森林で補助事業が実施されており、森林の転用等において補助金交付条件に付された期間内である場合
 - (5) あっせん先候補者がいない場合、又は申出から1年が経過しても申出者とあっせん先候補者との契約が成立しない場合
 - (6) 申出者から、あっせんの取り下げの申出があった場合
 - (7) その他、あっせんを実施するにあたって問題の発生するおそれがある場合
- 2 局長は、前項の規定によりあっせんの実施を中止した場合は、森林管理権移転等あっせん中止報告書(様式第22号)により速やかに林務部長、市町村長及び地域森林委員会に報告するものとする。

(森林管理権移転等あっせん台帳の作成)

- 第22 林務部長は、局長から第17第3項、第20第2項及び第21第2項の報告があった場合は、森林管理権移転等あっせん台帳(様式第23号)に必要な事項を記載し、保管するものとする。
- 2 林務部長は、第20第2項の報告により森林管理権移転等あっせん台帳に必要な事項を記載した場合は、各局長に状況を報告するものとする。

(森林管理引受認定者の認定の要件)

- 第23 条例第23条第2項の規定による申出に基づく認定は、次の各号に掲げる要件すべてに該当する場合に行うものとする。
- (1) 過去5年間に森林の整備・管理に実績があること。
 - (2) 今後、継続して森林の整備・管理を行うことが確実であると認められること
 - (3) 森林に関する知識と技術を有するものであること。又は、今後資格を有することが予定されていること。

(森林管理引受認定者の認定)

- 第24 規則第6条の規定による森林管理引受者認定申出書の提出があった場合は、局長は、意見書を付して林務部長に提出するものとする。
- 2 林務部長は、前項の規定による森林管理引受者認定申出書の提出があった場合は、第23に基づき内容を審査し、適当と認められる場合には、認定する者に対して森林管理引受者認定書(様式第24号)を、局長を経由して交付することとする。
- 3 林務部長は、前項の規定により森林管理引受認定者を認定したときは、森林管理

引受認定者登録簿（様式第 25 号）に必要な事項を記載し、各局長に通知するものとする。

- 4 局長は、前項の通知があった場合は、関係市町村及び地域森林委員会に対して情報を提供するものとする。

（森林管理引受認定者の認定の取り消し）

第 25 林務部長は、第 23 第 1 項各号に掲げる事項のいずれかが欠格した場合その他森林管理引受認定者として適格でないと認められるときは、認定を取り消すものとする。

- 2 林務部長は、前項の取り消しを行うときは、あらかじめ、当事者の意見を聴き、改善の意向を確認するものとする。
- 3 第 1 項に規定する森林管理引受認定者の取り消しは、森林管理引受認定者取消書（様式第 26 号）を、局長を経由して当事者に通知することにより行うものとする。
- 4 林務部長は、森林管理引受認定者の取り消しをしたときは、森林管理引受認定者登録簿にその旨を記載し、各局長に通知するものとする。
- 5 局長は、前項の通知があった場合は、関係市町村及び地域森林委員会に対して情報を提供するものとする。

第 4 章 開発行為の届出

（関係市町村長及び地域森林委員会の意見）

第 26 局長は、開発行為の届出があったときは、条例第 24 条 3 項に基づき文書（様式第 27 号）により関係市町村長及び地域森林委員会に意見を求めるものとする。

- 2 局長は、市町村長の意見を求めるときは、市町村森林整備計画の実行上の支障の有無等のほか当該地域住民の意向を十分に踏まえた上で文書（様式第 28 号）により回答を行うよう助言するものとする。
- 3 局長は、地域森林委員会の意見を求めるときは、森林の現に有する災害の防止、水害の防止、水源のかん養及び環境の保全の機能に関して与える影響等を踏まえた上で文書（様式第 29 号）により回答を行うよう助言するものとする。

（現地調査）

第 27 局長は、必要に応じ現地調査を行い、開発行為に係る森林面積及び林況並びに林地開発行為の周辺に及ぼす影響等を調査するものとする。

- 2 現地調査を行う者は、「森林立入調査員の証」（長野県規則第 26 条様式第 9 号）を携帯し、関係者にこれを呈示するものとする。

(審査)

第 28 局長は、次の各号の項目について審査を行い、森林整備保全重点地域内開発行為届出審査調書（様式第 30 号）にまとめるものとする。

(1) 森林施業のための作業路の開設を目的とする行為の審査は、平面図等により開発行為に係る森林面積の確認を行うものとする。

(2) 道路の新設又は改築を目的とする行為の審査は、縦断面図、横断面図等により開発行為に係る森林面積の確認を行うほか、次の内容を確認するものとする。

(ア) 切土、盛土等の法面の勾配が、地質や土質、高さから崩壊のおそれ等がないものであるとともに、必要に応じ緑化を図るなど適正な法面保護が計画されていること

(イ) 排水が適正に処理されていること

(3) その他の開発行為の審査は、平面図により開発行為面積の確認を行うほか、次の内容を確認するものとする。

(ア) 切土、盛土等の法面の勾配が、地質や土質、高さから崩壊のおそれ等がないものであるとともに、必要に応じ緑化を図るなど適正な法面保護が計画されていること

(イ) 排水が適正に処理されていること

2 規則第 7 条第 2 項による開発行為届出書に添付する書類のうち、その他知事が認める書類については、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 行為地の所有権その他当該開発行為をするのに必要な権原を有することを証する書類

(2) その他局長が必要と認める書類

(開発行為に係る指導)

第 29 局長は、開発行為についての審査結果並びに関係市町村長及び地域森林委員会の意見を踏まえ、森林保全の確保のため必要があると認めるときは、開発行為者に対して、森林整備保全重点地域内開発行為届出に係る指導書（様式第 31 号）により指導するものとする。

2 局長は、開発行為者に対して、開発行為者が前項の指導に基づき開発行為の改善をしたときは、森林整備保全重点地域内開発行為に係る改善報告書（様式第 32 号）により局長に報告するよう指導するものとする。

(変更)

第 30 局長は、開発行為者に対して、開発行為にともない次の各号に掲げる変更が生ずる場合は、事前に、森林整備保全重点地域内開発行為変更報告書（様式第 33 号）により局長に報告し指示を受けるよう指導するものとする。

(1) 開発行為に係る森林面積が 1 ヘクタールを超えるおそれが生じた場合

- (2) 開発行為に係る森林面積が当初の届出面積の 20 パーセント以上の増となる場合
- (3) 開発行為の目的の変更
- (4) その他重要な変更が生じた場合

2 局長は前項の報告があった場合は、変更内容を確認するとともに、市町村長及び地域森林委員会委員長に文書（様式第 34 号）により通知するものとする。

（定期報告）

第 31 局長は、開発行為の届出書の受理状況を森林整備保全重点地域ごとにまとめ、当該年度分を翌年度の 4 月 15 日までに、文書（様式第 35 号）により林務部長に報告するものとする。

第 5 章 里山整備利用地域

（認定の申出）

第 32 規則第 9 条第 1 項の規定による里山整備利用地域認定申出書に記載する「地域の概要」、「地域の整備及び利用の方針等」、「活動推進主体」については、里山整備利用地域活動計画書（様式第 36 号）を添付し、その記載に代えることができるものとする。

2 局長は、市町村長から規則第 9 条第 1 項の規定による里山整備利用地域認定申出書の提出があった場合は、意見書を付して林務部長に提出するものとする。

（認定の要件）

第 33 条例第 26 条第 1 項に規定する里山整備利用地域の認定は、次の各号に掲げる要件すべてに該当する場合に行うものとする。

- (1) 5 ヘクタール以上にわたる一団の森林を対象としていること。ただし、里山整備利用地域の目的に沿った活動が行われることが見込まれるものの、地形、森林の状況、その他やむを得ない理由により、当該活動が行われる範囲となる森林面積が 5 ヘクタールに満たない場合は、この限りでない。
- (2) 対象となる森林と密接に関係する集落が存在していること。
- (3) 条例第 26 条第 2 項に規定する里山整備利用推進協議会等、地域住民等が自発的な活動をするための体制が整備されていること。
- (4) 活動の内容が、里山の整備及び利用を推進するものであり、里山の保全に資すると認められること。
- (5) 活動が継続的に行われることが認められること。

（地域の認定）

第 34 林務部長は、規則第 9 条第 1 項の規定による里山整備利用地域認定申出書の提

出があった場合は、第 33 に基づき内容を審査し、適当と認められる場合には里山整備利用地域として認定し、里山整備利用地域認定書（様式第 37 号）を、局長を經由して申出者に交付するものとする。

- 2 林務部長は、前項の規定により里山整備利用地域の認定をした場合は、里山整備利用地域台帳（様式第 38 号）に必要な事項を記載し、各局長に通知するものとする。

（区域の変更）

第 35 第 34 の規定により認定された里山整備利用地域について、区域に変更が生じた場合は、変更の事務手続きを行うこととし、第 33 及び第 34 の規定を準用する。

（里山整備利用推進協議会）

第 36 条例第 26 条第 2 項に規定する里山整備利用推進協議会は、地域の実情に応じて、地域住民、森林所有者、林業関係団体、教育関係機関、企業、ボランティアその他里山の整備及び利用に関係する者等により構成するものとする。

- 2 里山整備利用推進協議会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

（1）里山の整備及び利用の推進に関する事項

（2）里山利用協定締結の促進に関する事項

（認定の取り消し）

第 37 条例第 26 条第 3 項に規定する里山整備利用地域の認定の取り消しは、里山の整備及び利用に関する地域住民等の自発的な活動が 2 年以上にわたって行われていない場合その他里山整備利用地域として認定しておくことが適当でない認められる場合に行うものとする。

- 2 林務部長は、前項の規定により里山整備利用地域の認定の取り消しを行おうとするときは、里山整備利用地域認定取り消し意向確認書（様式第 39 号）により市町村長の意見を聴くものとする。

- 3 林務部長は、前項の意向確認をした結果、市町村長から里山整備利用地域の取り消しに関して了承の申出があった場合は、里山整備利用地域の認定を取り消すものとし、里山整備利用地域認定取消書（様式第 40 号）を当該地域を所管する局長を經由して市町村長に交付するものとする。

- 4 林務部長は、前項の規定により里山整備利用地域の取り消しをした場合は、里山整備利用地域台帳にその旨を記載し、各局長に通知するものとする。

（里山利用協定）

第 38 条例第 27 条第 1 項に規定する里山利用協定は、該当する森林所有者、里山の整備又は利用を行おうとする者及び局長との間で締結される次の項目が含まれる

協定をいい、様式第 41 号を標準とする。

- (1) 協定の期間
- (2) 森林の所在地及び区域
- (3) 里山の整備及び利用に関する事項
- (4) 協定期間中における森林の転用の制限
- (5) その他協定締結のために必要な事項

2 里山利用協定は、前項によるもののほか、前項と同様の内容に関する賃貸借契約等の契約行為によるものを含むものとする。

(里山利用協定の締結状況の報告)

第 39 毎年度、里山利用協定の締結状況を取りまとめ、里山利用協定締結定期報告書(様式第 42 号)により、翌年度の 4 月 30 日までに林務部長に報告するものとする。

(活動状況の報告)

第 40 局長は、毎年度、里山整備利用地域における里山の整備及び利用のための活動の状況を取りまとめ、里山整備利用地域活動状況報告書(様式第 43 号)により、4 月 30 日までに林務部長に報告するものとする。

(情報の提供)

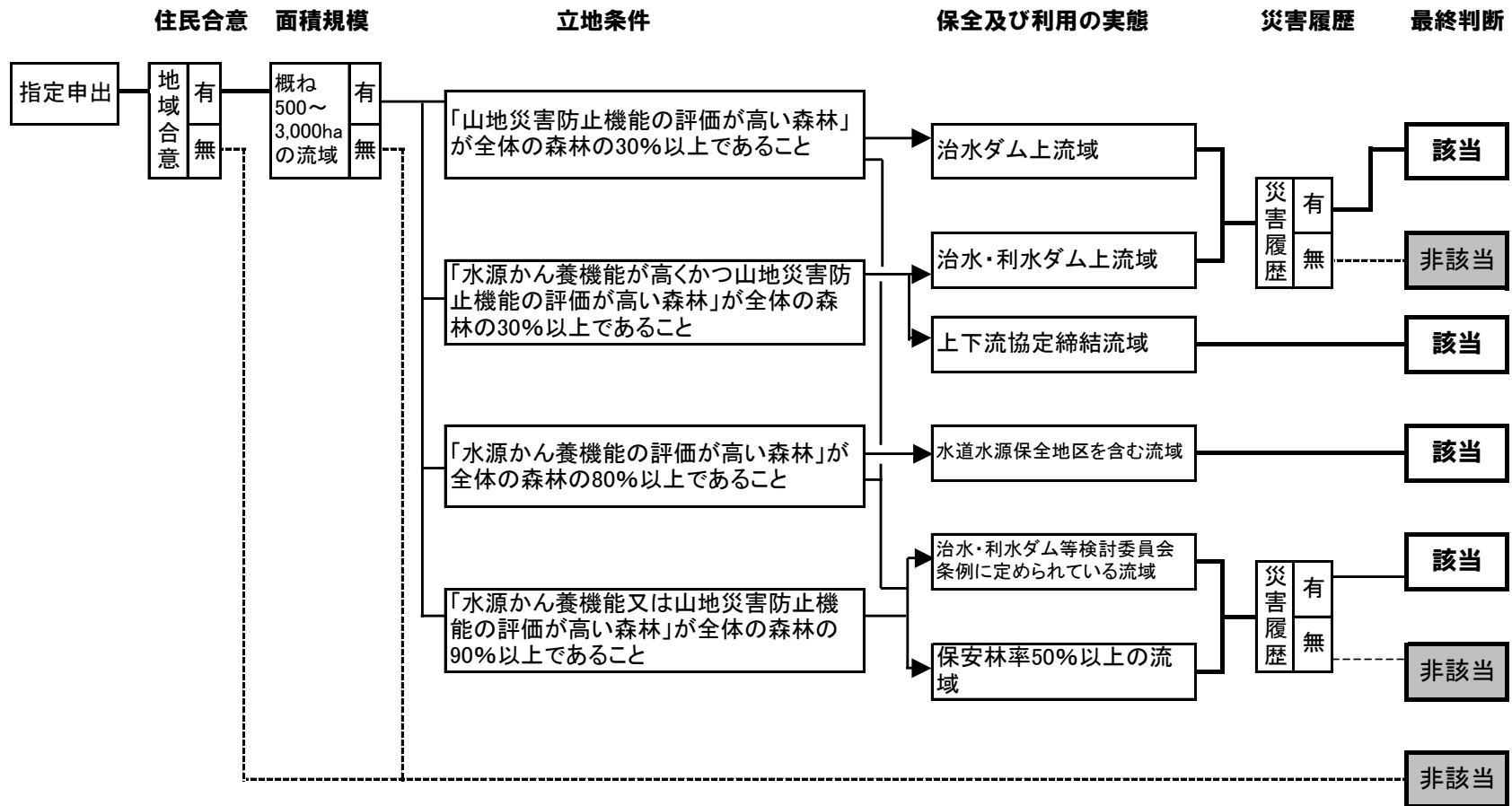
第 41 林務部長及び局長は、里山整備利用地域における里山利用協定の締結の推進並びに里山の整備及び利用を推進するため、インターネットや広報等により積極的な情報提供に努めるとともに、里山整備利用地域台帳については、事務所に備え付け、要求に応じて公開するものとする。

附則

この要領は、令和 3 年 3 月 26 日から施行する。

(付録第1)

森林整備保全重点地域指定基準



※立地条件で「機能の評価が高い森林」とは、森林計画制度における森林機能別調査で評価が高い(評価区分=H)とされている森林のことをいう。

※「水道水源保全地区」とは、長野県水環境保全条例に基づき指定された地区のことをいう。

※この基準は、森林整備保全重点地域に指定するかどうかを判断する概ねの基準であり、指定にあたっては、対象地の実状に応じて弾力的に運用するものとする。

(参考様式第 2 号)

「〇〇森林整備保全重点地域」降水量調書

1 観測所名

2 過去 10 年間の降水量

単位：mm

観測月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
H〇年													
H〇年													
H〇年													
H〇年													
H〇年													
H〇年													
H〇年													
H〇年													
H〇年													
H〇年													

※ 観測記録は、指定しようとする地域内または指定しようとする地域から最も近い地点のものとする。

※ 観測所が複数ある場合は、観測所ごとに作成すること。

(様式第 4 号)

番 号
年 月 日

市町村長 様

長野県知事

長野県ふるさとの森林づくり条例第 19 条第 2 項に基づく
森林整備保全重点地域の指定に関する意見について（照会）

このことについて、下記のとおり指定をすることについて、意見書を提出してください。

記

1 森林整備保全重点地域の概要

- (1) 地域名及び位置
- (2) 面積
- (3) 自然環境の状況
- (4) 森林の現況

2 指定の理由

3 添付書類

関係図面等一式

市町村長の要請による場合は森林整備保全重点地域指定要請書の写し

4 回答方法

別紙様式第 5 号により地域振興局長を経由して回答してください。

(様式第 5 号)

森林整備保全重点地域の指定に関する意見書

年 月 日

長野県知事

様

市町村長

年 月 日付け 第 号で照会のあった 森林整備保全重点地域の指定については、下記の理由により同意します（同意できません）。

記

理 由

(様式第 6 号)

番 号
年 月 日

市町村長 様

林務部長

森林整備保全重点地域の指定について（通知）

長野県ふるさとの森林づくり条例第 19 条第 1 項（第 2 項）の規定により、 年 月 日付け長野県告示第 号で、下記の区域が森林整備保全重点地域として指定されました。

については、当該地域に係る森林所有者及び住民等への周知について御配意願います。

記

- 1 名称
- 2 区域
- 3 添付書類
関係図面（位置図）

(様式第 8 号)

地域森林委員会設置報告書

年 月 日

地域振興局長 様

所在地
地域森林委員会委員長

長野県ふるさとの森林づくり条例第 20 条第 1 項に基づく地域森林委員会を、 年
月 日をもって組織しましたので報告します。

添付書類 地域森林委員会規約
地域森林委員会役員及び構成員名簿

(様式第 9 号)

番 号
年 月 日

市町村長 様

地域振興局長

森林整備保全重点地域における地域森林委員会の設置に関する意見について（照会）

別添のとおり 年 月 日をもって組織された旨報告がありました、長野県ふるさとの森林づくり条例第 20 条第 1 項に基づく地域森林委員会の設置について、別紙様式第 10 号により意見書を提出してください。

添付書類 地域森林委員会設置報告書（写）
地域森林委員会規約
地域森林委員会役員及び構成員名簿

(様式第 10 号)

地域森林委員会の設置に関する意見書

年 月 日

地域振興局長 様

市町村長

年 月 日付け 第 号で照会のあった〇〇森林整備保全重点地域における
地域森林委員会の設置については、適当であると認めます（認められません）。

記

理 由

(様式第 11 号)

地域森林委員会設置確認報告書

番 号
年 月 日

林務部長 様

地域振興局長

長野県ふるさとの森林づくり条例第 20 条第 1 項に基づく地域森林委員会について、別添のとおり 年 月 日をもって組織された旨報告があり、〇〇森林整備保全重点地域における地域森林委員会として適当である旨確認しましたので、報告します。

添付書類 地域森林委員会設置報告書 (写)
地域森林委員会規約
地域森林委員会役員及び構成員名簿

(様式第 12 号)

森林整備保全計画策定報告書

番 号
年 月 日

林務部長 様

地域振興局長

長野県ふるさとの森林づくり条例第 21 条第 1 項に基づく森林整備保全計画を策定
しましたので報告します。

添付書類 森林整備保全計画書

(様式第 13 号)

局長検印

地域振興局長 様

調査員職氏名

印

森林管理権移転等あっせん対象森林調査調書

長野県ふるさとの森林づくり条例事務取扱要領第 17 の規定による調査の結果は下記のとおりです。

記

調査年月日	平成 年 月 日					
森林所有者	確認方法 <input type="checkbox"/> 不動産登記簿 <input type="checkbox"/> 土地課税台帳 <input type="checkbox"/> その他 ()					
現地の状況	面積	ha				
	林 班	- -	人天別	人・天	樹 種	
	林 齢		樹 高		成立本数	本/ha
	車道からの距離	約	m	傾斜	約	度
森林への規制	制限林の種類		施業規制・条件等			
	造林事業の実施状況 (協定を含む)		転用制限の最終年		年度	
	権利設定等		相手方			
	その他					
調査所見						

現地の写真、位置図 (1/50000 及び森林計画図に対象森林を図示したもの) を添付すること。

(様式第 14 号)

森林管理権移転等あっせん対象森林調査報告書

番 号
年 月 日

林務部長
市町村長
地域森林委員会 様

地域振興局長

別添のとおり年 月 日付けで長野県ふるさとの森林づくり条例第 23 条第 1 項の規定に基づく森林管理権移転等あっせんの申出があり、下記のとおり調査しました。

記

1 調査の状況

別添「森林管理権移転等あっせん対象森林調査」のとおり

2 今後の方針

3 添付書類

- (1) 森林管理権移転等あっせん申出書 (写)
- (2) 森林管理権移転等あっせん対象森林調査調書
- (3) 現地の写真及び位置図 (1/50,000 及び森林計画図に対象森林を図示したもの)

(様式第 15 号)

森林管理権移転等受入れ意向確認書

番 号
年 月 日

森林管理引受認定者
地方公共団体の長
森林組合の代表 様
森林整備法人の代表

地域振興局長

長野県ふるさとの森林づくり条例第 23 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり森林管理権等移転あつせんの申出がありました。

つきましては、当該森林の管理等を希望する場合は、別紙意向確認書を 年 月 日までに提出してください。

なお、森林所有者に対しては、通知があるまで連絡は差し控えてください。

記

森林管理権移転等を希望する森林の所在地及び面積等

現地の状況	所在地		管理権移転等の種類			
	面積	ha				
	林 班	- -	人天別	人・天	樹 種	
	林 齢		樹 高		成立本数	本/ha
	車道からの距離	約	m	傾斜	約	度
森林への規制	制限林の種類		施業規制・条件等			
	造林事業の実施状況 (協定を含む)		転用制限の最終年		年度	
	権利設定等		その他			

添付書類

現地の写真及び位置図 (1/50,000 及び森林計画図に対象森林を図示したもの)

森林管理権移転等受入れ意向確認書

年 月 日

地域振興局長 様

住所

氏名

下記森林に係る森林管理権移転等受入れを希望します。

記

区分	内 容
所在地	
面 積	ha
管理権移転等の種類	
管理の方針等	

(注意)

「管理の方針等」欄へは、管理権移転等がされた場合の管理の手法及び方針について記載すること。

(様式第 16 号)

森林管理権移転等あっせん先候補者名簿

名簿登録		氏 名 (名 称)	住 所 (主たる事務所の所在地)	連絡先	備 考
番号	年月日				

(注意) あっせん制度で実施した実績があれば備考欄に記入する。

(様式第 17 号－ 1)

森林管理権移転等あっせん実施通知書

番 号
年 月 日

申出者 様

地域振興局長

年 月 日付けで申し出のあったあっせんについては、下記のとおり実施することとしますので通知します。

なお、貴殿への連絡等は、あっせん先候補者から直接行うこととします。

記

1 森林管理権移転等を希望する森林の所在地及び面積等

所在地	面積	あっせんの条件等
	ha	

2 あっせんの種類

3 あっせん先候補者

別添のとおり

(注) 1 「あっせんの条件等」欄には、対象森林の調査の結果及び申出者の意向等により特筆すべき事項がある場合に記入すること。

2 森林管理権移転等あっせん先候補者名簿を添付すること。

(様式第 17 号－2)

森林管理権移転等あっせん実施通知書

番 号
年 月 日

あっせん先候補者 様

地域振興局長

年 月 日付けで受入希望のあったあっせんについては、下記のとおり実施することと
しますので通知します。

なお、申出者との連絡、打合せ、契約行為等に関しては、貴殿から申出者へ直接行うとともに、
申出者との契約が成立した場合は、速やかに別添森林管理権移転等契約成立報告書(様式第 19 号)
により報告してください。

記

1 あっせん申出者

氏名

住所

電話番号

1 森林管理権移転等を希望する森林の所在地及び面積等

所在地	面積	あっせんの条件等
	ha	

2 あっせんの種類

3 あっせん先候補者

別添のとおり

(注) 1 「あっせんの条件等」欄には、対象森林の調査の結果及び申出者の意向等により特筆す
べき事項がある場合に記入すること。

2 森林管理権移転等あっせん先候補者名簿を添付すること。

(様式第 18 号)

森林管理権移転等あっせん実施報告書

番 号
年 月 日

林務部長
市町村長
地域森林委員会 様

地域振興局長

年 月 日付で (申出者) から申し出のあったあっせんについては、下記のとおり実施しますので報告します。

記

1 森林管理権移転等を希望する森林の所在地及び面積等

所在地	面積	あっせんの条件等
	ha	

2 あっせんの種類

3 あっせん先候補者

別添のとおり

4 添付書類

(4) 森林管理権移転等あっせん実施通知書 (写)

(5) 森林管理権移転等あっせん先候補者名簿

(注) 「あっせんの条件等」欄には、対象森林の調査の結果及び申出者の意向等により特筆すべき事項がある場合に記入すること。

(様式第 19 号)

森林管理権移転等契約成立報告書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

森林管理権移転等引受者

年 月 日付けで通知を受けたあっせんについては、下記のとおり森林管理権移転等の契約が成立しましたので報告します。

記

契約内容

区 分	内 容
森林の所在地	
申出者	
森林管理権等の種類	
契約年月日	
契約期間 (経営・管理の移転のみ)	

(注) 契約書の写しを添付すること。

(様式第 20 号)

森林管理権移転等あっせん終了報告書

番 号
年 月 日

林務部長
市町村長
地域森林委員会 様

地域振興局長

年 月 日付けで申出のあったあっせんについては、下記のとおり契約が成立し終了しましたので報告します。

記

契約内容

区 分	内 容
森林の所在地	
申出者	
森林管理権等の種類	
契約年月日	
契約期間 (経営・管理の移転のみ)	

(注) 契約書の写しを添付すること。

(様式第 21 号)

森林管理権移転等あっせん中止通知書

番 号
年 月 日

申出者 様

地域振興局長

年 月 日付けで申し出のあったあっせんについては、下記のとおり中止しますので通知します。

なお、あっせんの中止となった事由が解消され、再度、あっせんを希望する場合は、新規に森林管理権移転等あっせん申出書（規則様式第 2 号）を提出してください。

記

1 森林管理権移転等を希望する森林の所在地及び面積等

所在地	面積	備 考
	ha	

2 あっせん中止の理由

(様式第 22 号)

森林管理権移転等あっせん中止報告書

番 号
年 月 日

林務部長
市町村長
地域森林委員会 様

地域振興局長

年 月 日付で (申出者) から申し出のあったあっせんについては、下記のとおり中止しましたので報告します。

記

1 森林管理権移転等を希望する森林の所在地及び面積等

所在地	面積	備 考
	ha	

2 あっせん中止の理由

3 添付書類

- (1) 森林管理権移転等あっせん制度申出書 (写)
- (2) 森林管理権移転等あっせん対象森林調査調書 (写)
- (3) 現地の写真及び位置図 (1/50,000 及び森林計画図に対象森林を図示したもの)

(様式第 24 号)

指令第 号

引受者住所
氏 名

年 月 日付で申し出のあったとおり、長野県ふるさとの森林づくり条例第 23 条第 2 項に基づき、森林づくりに意欲と能力のある者（森林管理引受認定者）として認定します。

年 月 日

長野県知事

(様式第 25 号)

森林管理引受認定者登録簿

登録		氏 名 (名 称)	構成員の人数 (団体の場合)	住 所 (主たる事務所の所在 地)	活動区域	あっせん希望	備 考
番号	年月日						
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							

(注意) 地方公共団体・森林整備法人及び森林組合は名簿登録欄への記載は必要ない。

(様式第 26 号)

指令第 号

引受者住所
氏 名

年 月 日付け で認定した森林づくりに意欲と能力のある者（森林管理
引受認定者）については、下記の理由によりこれを取り消します。

記

取消しの理由

年 月 日

長野県知事

(様式第 27 号)

第 号
年 月 日

市町村長
地域森林委員会委員長 様

地域振興局長

長野県ふるさとの森林づくり条例第 24 条第 3 項に基づく意見について（照会）

長野県ふるさとの森林づくり条例第 24 条第 1 項に基づく開発行為の届出書の提出がありましたので、意見書を提出してください。

記

1 開発行為の概要

- (1) 開発行為者の住所氏名
- (2) 開発行為の種類（目的）
- (3) 開発行為の場所
- (4) 開発行為に係る森林面積

2 添付書類

開発行為届出書及び関係図書

3 回答方法

別紙様式第 28 号又は第 29 号により回答してください。

(様式第 28 号)

森林整備保全重点地域内開発行為届出に関する意見書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

市町村長

年 月 日付け 第 号で照会のあった開発行為に関する意見については下記のとおりです。

記

- 1 開発行為者の住所及び氏名
- 2 開発行為の種類
- 3 開発行為の場所
- 4 意見の内容
 - (1) 当該開発行為が市町村森林整備計画の実行に及ぼす影響
 - (2) 当該開発行為が森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能に及ぼす影響
 - (3) 当該開発行為が森林の現に有する水害の防止の機能に及ぼす影響
 - (4) 当該開発行為が森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該機能に依存する地域における水の確保に及ぼす影響
 - (5) 当該開発行為が、当該森林の周辺地域における環境に及ぼす影響
 - (6) 当該開発行為に対する地域住民の意向

(注) 1 異議が「ある。ない。」と記載のうえ、異議がある場合は理由を記載してください。

(様式第 29 号)

森林整備保全重点地域内開発行為届出に関する意見書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

地域森林委員会委員長

年 月 日付け 第 号で照会のあった開発行為に関する意見については下記のとおりです。

記

- 1 開発行為者の住所及び氏名
- 2 開発行為の種類
- 3 開発行為の場所
- 4 意見の内容
 - (1) 当該開発行為が森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能に及ぼす影響
 - (2) 当該開発行為が森林の現に有する水害の防止の機能に及ぼす影響
 - (3) 当該開発行為が森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該機能に依存する地域における水の確保に及ぼす影響
 - (4) 当該開発行為が、当該森林の周辺地域における環境に及ぼす影響

(注) 1 異議が「ある。ない。」と記載のうえ、異議がある場合は理由を記載してください。

(様式第 30 号)

森林整備保全重点地域内開発行為届出審査調書

1 申請の概要

申請者	住所	
	氏名	
開発行為の種類		
開発行為の場所	森林計画区名	
	郡市	町村 大字 字 番地ほか 筆
開発行為に係る森林面積		ha
事業実施予定期間		着工 平成 年 月 日 ~ 完了 年 月 日

2 審査結果

事 項		審査結果	改善等の必要な内容
面 積		・適 ・不適	
災害の防止	切土、盛土等	・適 ・不適	
	法面保護	・適 ・不適	
水害の防止	排水計画	・適 ・不適 ・該当なし	
水の確保	水源としての利用 開発による影響	・適 ・不適 ・該当なし	
環境の保全	景観に及ぼす影響、配慮等	・適 ・不適	
開発行為に対する関係者の意見		・市町村長の意見 ・地域森林委員会の意見	
総合評価			

(様式第 31 号)

第 号
年 月 日

開発行為届出者 様

地域振興局長

森林整備保全重点地域内開発行為届出に係る指導書

平成 年 月 日付けにて届出のありましたこのことについて、下記事項に留意願います。

なお、改善した事項について別紙様式によりお知らせください。

記

- 1 開発行為の種類
- 2 開発行為の場所
- 3 開発行為に係る森林面積
- 4 指導事項

指 導 項 目	指 導 内 容
災害の防止	
水害の防止	
水源のかん養	
環境の保全	

(様式第 32 号)

第 号
年 月 日

地域振興局長 様

開発行為届出者

森林整備保全重点地域内開発行為に係る改善報告書

平成 年 月 日付けにて指導のあったこのことについて、下記のとおり改善しました。
記

- 1 開発行為の種類
- 2 開発行為の場所
- 3 開発に係る森林面積
- 4 改善事項

指 導 項 目	改 善 内 容
災害の防止	
水害の防止	
水源のかん養	
環境の保全	

- 5 添付書類

(様式第 33 号)

森林整備保全重点地域内開発行為変更報告書

平成 年 月 日

地域振興局長 様

申請者 (開発行為者)

住所 氏名

長野県ふるさとの森づくり条例第 24 条第 1 項の規定により届出をした開発行為を下記のとおり変更したいので報告します。

記

届出年月日	
開発行為の種類	
開発行為の場所	
開発行為に係る森林面積	
変更理由	
変更内容	
森林の働きに対する配慮	災害の防止
	水害の防止
	水源のかん養
	環境の保全

添付書類 変更に係る図面

(様式第 34 号)

第 号
年 月 日

市町村長
地域森林委員会委員長 様

地域振興局長

森林整備保全重点地域内開発行為届出の変更について（通知）

平成 年 月 日付け 地林第 号にて意見照会した森林整備保全重点地域内開発行為の届出について、下記のとおり変更報告書の提出がありました。

記

- 1 開発行為の種類
- 2 開発行為の場所
- 3 開発行為に係る森林面積
- 4 変更内容

(様式第 35 号)

第 号
年 月 日

林務部長 様

地域振興局長

開発行為届出の定期報告について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

重点地域名	開発行為の種類	件数	面積	備考
	作業路の開設			
	道路の新設又は改築			
	住宅地の造成			
	工場、事業場等設置			
	レジャー施設等の設置			
	土石等の採取			
	その他			
	作業路の開設			
	道路の新設又は改築			
	住宅地の造成			
	工場、事業場等設置			
	レジャー施設等の設置			
	土石等の採取			
	その他			

(様式第 36 号)

里山整備利用地域活動計画書

平成 年 月 市町村

1 地域の概要

区 分	現 況
(1) 地域名及び位置	〇〇市町村 △△地区
(2) 中心となる集落名	〇〇区
(3) 面積	h a
(4) 自然環境の状況	
(5) 森林の現況	

2 地域の整備及び利用の方針等

区 分	内 容
整備及び利用の方針等	

3 活動推進主体（里山整備利用推進協議会が設定されている場合は、当該協議会）

区 分	現 況
(1) 名称	
(2) 構成員の区分及び人数	
(3) 活動計画	
(4) 過去の活動内容	

(様式第 39 号)

番 号
年 月 日

里山整備利用地域認定取り消し意向確認書

市町村長 様

林 務 部 長

年 月 日付け 第 号で認定した長野県ふるさとの森林づくり条例第 26 条第 1 項に基づく下記の里山整備利用地域については、同条例第 3 項により、認定の取り消し事項に該当するため、認定の取り消しに係る意見を別紙により提出してください。

記

- 1 認定地域名 _____
- 2 取り消しに該当する事由

番 号
年 月 日

林 務 部 長 様

市 町 村 長

意 見 書

里山整備利用地域の認定取り消しについての意見を下記のとおり提出します。

1 認定地域名 _____

2 取り消しに対する意見

(取り消しを避ける場合は、改善策を合わせて記入する。)

(様式第 41 号)

〇〇〇地域里山利用協定書

(目的)

第 1 条 この協定は、長野県ふるさとの森林づくり条例に基づく「里山整備利用地域」において、森林所有者、里山の整備又は利用を行おうとする者（以下「整備利用者」という。）及び当該地域を所管する地域振興局長（以下「局長」という。）との間において、里山の整備又は多面的な利用を図ることによって、その保全を図ることを目的とする。

(有効期間)

第 2 条 この協定の有効期間は、締結を行った日から 10 年間とする。ただし、協定の有効期間中に、本協定に基づき、みんなで支える里山整備事業を実施した場合は、事業の実施年度の翌年度から起算して 10 年間を有効期間とする。

(区域及び面積)

第 3 条 この協定の対象となる森林については、以下のとおりとし、整備又は利用（上層木を除く立木の伐採、伐採木の利用及び林産物の採取を含む。以下同じ。）は整備利用者が実施する。

森林の所在地	面積	整備又は利用の内容

(森林所有者の責任)

第 4 条 森林所有者は、整備利用者が行う活動に関し、協定の目的が達成できるよう協力するものとする。

(整備利用者の責任)

第 5 条 整備利用者は、第 3 条に定める森林で行う活動に関して、次に掲げる事項を遵守する。

- (1) 善良な管理に努めることとする。
- (2) 上層木の伐採、土地の形質変更及び施設の設置を行う場合は、森林所有者の承諾を得ることとする。
- (3) 整備利用者の活動によって発生する費用又は収益の取扱いについては、森林所有者と整備利用者が協議によって決定する。
- (4) 整備利用者の活動によって発生した事故、損害の責任は整備利用者には帰属するものとする。ただし、災害その他特別な事由によりやむを得ないと森林所有者が認めた場合はこの限りでない。
- (5) 森林所有者が当該森林の利用をする際は、整備利用者はこれを承認する。

(局長の責任)

第 6 条 局長は、第 3 条に定める森林について、整備又は利用が円滑に実施されるよう努めることとする。

(森林以外への転用の制限)

第 7 条 第 3 条に定める森林では、協定有効期間内の森林以外への転用は行わないこととする。

(その他)

第 8 条 この協定に定めのない事項は、森林所有者、整備利用者及び局長の協議によって決定するものとする。

- 2 この協定の変更又は廃止は、森林所有者、整備利用者及び局長の合意によらなければならない。

上記協定の締結に同意します。

年 月 日
森林所有者 住 所
氏 名
整備又は利用者 住 所
氏 名
地域振興局長 住 所
氏 名

(整備利用者が複数の場合は、連名で記載する)

(様式第 42 号)

番 号
年 月 日

里山利用協定締結定期報告書

林務部長 様

地域振興局長

長野県ふるさとの森林づくり条例に基づく里山整備利用地域において、下記のとおり里山利用協定が締結されましたので報告します。

記

- 1 報告対象期間 年度
- 2 協定締結状況 別紙のとおり

(様式第 43 号)

番 号
年 月 日

里山整備利用地域活動状況報告書

林務部長 様

地域振興局長

里山整備利用地域における里山の整備及び利用のための活動状況を、下記のとおり取りまとめましたので報告します。

記

- 1 報告対象期間 年 月～ 年 月
- 2 活動状況 別紙のとおり

(別紙)

平成 年度 里山整備利用地域活動状況

地域振興局

市町村名	地域名 (面積)	活 動 状 況								
		協議会等 の開催	森 林 整 備						その他特徴的な活動等	
			実施区分	植栽	下刈り	除伐	間伐	枝打ち		その他
	(ha)	回数 延べ 人	地域住民等 (ボランティア活動)	ha 人	ha 人	ha 人	ha 人	ha 人	ha 人	
	(ha)	回数 延べ 人	事業体	ha 人	ha 人	ha 人	ha 人	ha 人	ha 人	
	(ha)	回数 延べ 人	計	ha 人	ha 人	ha 人	ha 人	ha 人	ha 人	
	(ha)	回数 延べ 人	地域住民等 (ボランティア活動)	ha 人	ha 人	ha 人	ha 人	ha 人	ha 人	
	(ha)	回数 延べ 人	事業体	ha 人	ha 人	ha 人	ha 人	ha 人	ha 人	
	(ha)	回数 延べ 人	計	ha 人	ha 人	ha 人	ha 人	ha 人	ha 人	
	(ha)	回数 延べ 人	地域住民等 (ボランティア活動)	ha 人	ha 人	ha 人	ha 人	ha 人	ha 人	
	(ha)	回数 延べ 人	事業体	ha 人	ha 人	ha 人	ha 人	ha 人	ha 人	
	(ha)	回数 延べ 人	計	ha 人	ha 人	ha 人	ha 人	ha 人	ha 人	

注：面積は小数点2位まで記載すること。（実測していない場合は概数で可）

【添付資料・・・活動状況写真、新聞記事等】